

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年4月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

- 1 | 会社の清算と民事再生／会社更生
～会社の清算に民事再生及び会社更生が利用されることもあります～



- 2 | 新型コロナ持続化給付金の差押えの可否
～神戸地裁伊丹支部令和2年11月19日決定～



- 3 | 一北米石油開発業界の動向(Chapter 11の近況)一



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

会社の清算と民事再生／会社更生

～会社の清算に民事再生及び会社更生が利用されることもあります～

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら



1 はじめに

既に本ニュースレターでご説明のとおり、会社法が想定している会社の清算の原則的形態は、いわゆる通常清算手続（会社法475条以下）です¹。また、会社が債務超過等に陥っていて、通常清算手続を行うことができない場合の特別規定として、特別清算手続（会社法510条以下）や破産手続が定められています²。通常清算手続、特別清算手続及び破産手続は、清算型手続と言われています。

このように、会社の清算にあたっては、通常清算手続、特別清算手続又は破産手続を選択することが一般的ですが、本来「再生型」の手続と言われる民事再生手続や会社更生手続を利用して、会社の清算を行うことも可能です。

以下では、どのように民事再生手続や会社更生手続を使って会社の清算を行うことができるのか、簡単にご説明させていただきます。

2 清算型再生計画について

民事再生法において、会社を清算することを内容とする「清算型」の再生計画に関する特段の規定はありません。

この点、民事再生法は、債務者の「事業又は経済生活の再生」を目的としていることから（1条）、事業を継続せずに、順次資産を売却してその売却代金を弁済原資として債権者に

弁済し、弁済完了後は会社を清算することを内容とする「純粋清算型」の再生計画³は認められないという考え方もあります。

しかし、実務上、当初は自力再生又はスポンサーの支援を得て再生することを企図していたものの、種々の事情により自力での再生を断念せざるを得ず、またスポンサーも現れないような事案もあります。そのような場合に、改めて破産手続又は特別清算手続を行うということになれば、かえって経済的又は時間的損失が大きく、債権者にとっても不利益となります。そこで、実務上、「純粋清算型」の再生計画を立案し、その中で会社を清算することも可能と考えられています⁴。この場合、通常の再生計画と同様に、債権者の過半数（より正確には、総議決権額の2分の1以上かつ議決権を行使した再生債権者数の頭数の過半数）の賛成があれば、再生計画は可決されることになります。

実際に、テナント事業の再生計画（順次タイミングを見て不動産を売却する計画）や、裁判所の管理命令により管財人が選任された事例等において、「純粋清算型」の再生計画が可決・認可された事例があります。

なお、民事再生の申立て後に自力再生及びスポンサー支援を諦めて清算に向かうのではなく、当初から清算を目的として民事再生の申立てを行うことも認められる可能性があります。

1:2020年4月号ニュースレター

2:2020年11月号ニュースレター

3:再生計画外で裁判所の許可を得てスポンサーに事業譲渡を行い、事業譲渡代金（及び残った財産の換価代金）を弁済原資として債権者に弁済し、弁済完了後は会社を清算することを内容とする再生計画も「清算型」再生計画と言いますが、本稿では「純粋清算型」の再生計画について述べます。

4:館内比佐志ほか編『民事再生の運用指針』402頁（金融財政事情研究会、2018年）

す。すなわち、破産手続において裁判所から選任された外部の弁護士(破産管財人)が会社を清算するよりも、民事再生手続において従来の経営陣が引き続き経営にあたりながら会社を清算した方が適切に清算手続を行うことができ、それが債権者の利益にもかなうような場合は、当初から清算を目的として民事再生の申立を行うことも許容されると考えられ、実際にそのように当初から清算を目的として民事再生の申立てがなされ、「純粋清算型」の再生計画が認可された事例もあります。

3 清算型更生計画について

会社更生法は、株式会社の「事業の維持更生」を目的としていることから(1条)、本来「純粋清算型」の更生計画は認められないようにも思われますが、明文で、「純粋清算型」の更生計画も認められています(185条1項)。これは、民事再生と同様、当初は自力再生又はスポンサーの支援を得て再生することを企図していたものの、種々の事情により、事業の再建を断念せざるを得ない場合があり、この場合、改めて破産手続又は特別清算手続を行うということになれば、かえって経済的又は時間的損失が大きく、債権者にとって不利益となることから、明文で「純粋清算型」の更生計画が認められているものと考えられます。

ただし、民事再生手続と異なり、会社更生手続において更生計画の可決・認可を受けるためには、手続的要件が加重さ

れています。すなわち、「純粋清算型」の更生計画案を提出するにあたっては、事前に裁判所の許可を受ける必要があります(会社更生法185条1項)。また、更生計画案が債権者によって可決されるためには、更生担保権者から議決権総額の10分の9以上(通常は3分の2以上)の賛成を受ける必要があり、可決要件が加重されています(会社更生法196条5項2号ハ)。

このように、会社更生手続においても「純粋清算型」の更生計画が認められていますが、更生計画が可決・認可されるためには要件が加重されています。

4 おわりに

以上のとおり、民事再生手続及び会社更生手続の中で、純粋清算型の再生計画及び更生計画を策定して、その中で会社を清算することも可能です。

そのため、申立前の段階では、自力再生は困難であり、スポンサーの支援を受けられる見込みも低く、早晚事業を停止し会社の清算を余儀なくされる可能性が高い場合であっても、ひとまずは事業の再建を目指して民事再生又は会社更生の申立てを行い、結果的に事業の再建を断念せざるを得なくなったとしても、清算型の再生計画又は更生計画を立案して会社の清算に向かうことは可能といえます。

会社の清算方法を検討するにあたり、本稿が参考になると幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

新型コロナ持続化給付金の差押えの可否 ～神戸地裁伊丹支部令和2年11月19日決定¹～

近藤直生
Naoki Kondo

PROFILEはこちら



1 問題の所在

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国の事業者に対する支援策の一つとして、持続化給付金がある。持続化給付金は、売上が前年同月比で50%以上減少した事業者を対象として、国が、中小企業・小規模事業者に対しては上限200万円、個人事業者に対しては上限100万円の給付金を支給する制度である。

持続化給付金が債務者の銀行口座に入金された場合に、債権者はその預金を差し押さえることができるか。この点が問題となったのが、標題で引用した神戸地裁伊丹支部令和2(2020)年11月19日決定である。

持続化給付金の最終の申請期限は2021年2月15日であり、今後申請することはできない。所管官庁である経済産業省によると、持続化給付金は申請から通常2週間程度で登録口座に入金される。順調であれば本稿執筆現在(2021年4月上旬)支給はほぼ完了していると思われる。したがって、持続化給付金の支給を受ける権利自体の差押えは今後問題とならない。

一方で、本件で問題となった、持続化給付金を原資とする預貯金債権の差押えは、今後も問題となる可能性がある。また、持続化給付金以外のコロナ関連支援策による入金の差押えは、今後も問題となる。これらの事案で本件は参考になるとと思われる。

2 本裁判例の概要

(1) 事案の概要

債務者は兵庫県で飲食店を営む個人事業者であり、2020年9月1日時点で預貯金口座に499円の残高があった。翌2日に持続化給付金として100万円が振り込まれ、残高が100万499円となったところで、差押命令が第三債務者である銀行に送達され、残高100万499円全額が差し押さえられた。

債務者は、差し押さえられた貯金債権の原資は持続化給付金であり、事業者に現実に確保させるべきものであるから、差押えは禁止されるべきであるとして、民事執行法153条1項により差押命令の一部取消しを求めた。

(2) 決定要旨及び論点

ア 本決定は、以下のとおり判断して、差押禁止債権の範囲変更の申立てを一部認容して、持続化給付金部分について債権差押命令を取り消した。

① 持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小企業等及び個人事業者等に対して、事業の継続を支え、再生の糧とするために事業全般に広く使える給付金を給付することを目的とするものである。

② 持続化給付金は、給付対象の個人事業者等に現実に確保されなければ、上記目的を実現することは困難

1: 金法2157号63頁。

であると考えられるから、当該個人事業者等の債権者が、持続化給付金の支給を受ける権利を差し押さえ、当該個人事業者等に代わって支給を受けるということは予定されていないというべきである。よって、持続化給付金の支給を受ける権利は、性質上の差押禁止債権にあたることを認めるのが相当である。

③ 本件では、持続化給付金は、一旦本件貯金口座に振り込まれ、その法的性質を貯金債権に転化しているため、本件貯金債権を差し押さえることが直ちに差押禁止に抵触するとはいえないが、差押禁止債権の範囲変更の申立てにおいて、その原資の属性が持続化給付金の支給を受ける権利であることが認められれば、他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消しを不当とする特段の事情のない限り、当該貯金債権に対する差押命令は取り消されるべきである。

イ 本決定に含まれる論点は、①持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権にあたるか、②持続化給付金を原資とする預貯金債権の差押えが認められるか、③差押禁止債権の範囲変更の申立て(民事執行法153条)により当該預貯金債権に対する差押命令の取り消しを求められるかである。

本決定は、上記のとおり、①持続化給付金の支給を受ける権利は差押禁止債権にあたる、②それが転化した預貯金債権に対する差押えは直ちに差押禁止に抵触するとはいえない、③差押禁止債権の範囲変更の申立てがされた場合、当該預貯金債権に対する差押命令は、他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消しを不当とする特段の事情がない限り、取り消されるべきと判断した。

3 持続化給付金は差押禁止債権か？

(1) 差押禁止債権

民事執行法152条は、私的年金(同条1項1号)、給料等(同条1項2号)、退職手当等(同条2項)について、一定範囲を超えての差押えを禁止している。これら債権が無限定に差し押さえられると債務者の生計維持が困難となるためである²。これ以外にも、受給者の生活保障等の社会政策的配慮から、特別法により差押えが禁止されているものがあり、公的年金(国民年金法、厚生年金保険法等)、医療保険その他の社会保険(健康保険法等)、公的扶助・援助に関する給付(生活保護法、児童福祉法、児童手当法等)などがある。

コロナ禍支援に関するものでは、特別定額給付金(一人10万円の給付)については、法律により差押禁止債権として定められている。本件で問題となった持続化給付金のほか、地方公共団体が事業継続支援や家計支援の観点から中小企業、個人等に支給する給付金(新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金)については、差押禁止債権とする法案が2020年6月8日に衆議院に提出されているが、本稿執筆現在(2021年4月上旬)成立していない。

また、法律に明文がない場合でも、権利の性質上差押えができない債権として認められているものがあり、①債務者の一身専属的な債権(本人行使前の扶養請求権、財産分与請求権等)、②用途・目的が限定されている債権(国・地方公共団体から特定の事業・研究・行為助成のために交付される補助金の交付請求権等)、③信頼関係に基づき特定の債権者に給付されるべき債権(終身定期金債権、委任者の委任契約上の債権等)がある³。

(2) 持続化給付金の支給を受ける権利について

本決定の時点で、持続化給付金は、民事執行法その他の

2: 伊藤眞ほか編『条解民事執行法』1302頁(2019年・弘文堂)

3: 伊藤眞ほか編・前掲書1306頁。

法令により差押禁止債権として定められていなかった。そこで、本件では、持続化給付金を明文の規定なく差押禁止債権と認めることができるかが問題となった。

本決定は、持続化給付金は、給付対象者に現実に確保されなければ、事業の継続を支え、再起の糧とするという目的を実現することは困難であり、債権者が差し押さえることは予定されていないとして、性質上の差押禁止債権に該当するとした。東京地方裁判所でも、本決定と同様、持続化給付金の支給を受ける権利は性質上の差押禁止債権であるとして債権差押申立てを却下した事例がある⁴。

持続化給付金の制度目的からすれば、支給対象者の手元に残すべきで、債権者が代わって受領することは想定されていないという点に、異論はないと思われる。しかし、国に給付申請をしたことにより発生する具体的な給付金支給請求権は、単純な金銭債権に転化していると考えられるため、権利の性質上差押えが禁止されている債権といえるかは疑問が残る。法令の明文がない以上、この点についての判断は、執行事件を管轄する裁判所によって結論が異なってくる可能性は否定できない。

(3) 以上をまとめると、本決定は、持続化給付金を性質上の差押禁止債権にあたることを認め、また、東京地方裁判所でも同様の見解に立って執行実務が行われている。しかし、このような取扱いをする明確な法令上の根拠はなく、明文の規定のない差押禁止債権として認められるかも定かではない。

本決定が認めたように、持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権であるとすれば、これに対する差押えは禁止される。後述のとおり、これを原資とする預貯金債権について

は、その差押え自体は禁止されないが、差押えの後に債務者が差押禁止範囲の変更申立てをしたときは、差押命令が取り消される可能性がある。

持続化給付金の支給を受ける権利が差押禁止債権に当たらないとすれば、その差押えが認められる。これを原資とする預貯金債権の差押えも認められるが、債務者は民事執行法153条により差押命令の取消しを求めることが可能である。

4 差押禁止債権を原資とする預貯金債権は差押えられるか？

債務者の預金口座に差押禁止債権とされる入金があった場合に、債務者が金融機関に対して有する当該預貯金債権に対する差押えが認められるか。この点については最高裁判例があり、差押禁止債権にかかる金銭が預貯金口座に振り込まれた場合は、金融機関に対する預貯金債権に転化し、当該債権は差押禁止債権としての属性を承継しないとされた⁵。これを受けて、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えは原則として認められるというのが、現在の確立した取扱いとなっている⁶。

本決定が、持続化給付金を差押禁止債権と認めたうえで、持続化給付金が貯金債権に転化している以上、当該債権の差押えは直ちに差押禁止に抵触するものではないとしたのは、上記取扱いに沿った判断である。

なお、上記取扱いを前提とした上で、差押禁止債権にかかる金銭が金融機関口座に振り込まれるのを狙い撃ちして預金を差し押さえたような事案において、実質的に差押禁止債権を差し押さえたのと変わりがなく違法であるとして、不当利得として当該部分の返還を認めた裁判例がある⁷。

4: 剣持淳子ほか「東京地方裁判所民事執行センターにおける令和元年改正民事執行法の施行後半年間の概況」8頁(判例秘書ジャーナル・文献番号HJ100093)。

5: 最高裁判平成10年2月10日判決・金法1535号64頁。

6: 剣持淳子ほか・前掲論文7頁。

7: 広島高裁松江支部平成25年11月27日判決・金判1432号8頁。

5 差押えの取消しを求めることはできるか？

(1) 差押禁止の範囲変更の申立て

差押禁止債権を原資とする預貯金債権が差し押さえられた場合、債務者は民事執行法153条の差押禁止範囲変更の申立てをして、差押命令の取消しを求めることができる⁸。この申立てがあった場合、裁判所は、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して」相当と認めるときは、差押命令の全部または一部を取り消すことができる。差押禁止債権は債務者の最低限度の生活保障を制度趣旨とするので、預貯金債権の原資が差押禁止債権であることを立証できた場合は（預貯金口座に他の入出金がある場合は、どの部分が差押禁止債権かの問題が生じ得る）、債務者の生計維持が困難になるとして差押命令の取消しが認められるケースは多いと思われる。一方で、上記立証ができたとしても、他の収入や資産により債務者の生計維持が可能と認められた場合は、取消しが認められない⁹。

差し押さえられた預貯金債権の原資が差押禁止債権による入金でない場合も、債務者の生活維持のため必要であることを示して、差押禁止範囲の拡張を求め、差押命令の取消しを求めることは可能である（債務者の生活費のため必要として、民事執行法所定の範囲を超えて給料債権の差押えの取消しを認めた事例として、東京高裁平成12年3月2日判決・判タ1050号275頁）。

(2) 持続化給付金を原資とする預貯金債権に対する差押えの帰趨

本決定は、持続化給付金は性質上の差押禁止債権であるとした上で、預金債権の原資が持続化給付金である場合は、「他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消し

を不当とする特段の事情のない限り、当該貯金債権に対する差押命令は取り消されるべきである」と判示した。

本決定の特徴は、持続化給付金が「事業収入の大幅な減少等の要件を満たす場合に給付される」ことを重視して、それが原資となっている以上、上記「特段の事情」がない限り、差押命令の取消しが認められるとした点である。本決定の内容を見る限り、当該預金債権の差押えにより債務者の生計維持が困難になるとの事情は認定されていない。

法律上明文で認められた差押禁止債権を原資とする預貯金債権の場合でも、範囲変更申立てにより差押命令の取消しを求めるには、債務者の生計維持のため取消しが相当である事情を示す必要がある¹⁰。本決定は、持続化給付金を原資とする預貯金債権について、そのような事情を認定することなく差押取消しを認めており、他の差押禁止債権以上の保護を与えたものといえる。しかし、持続化給付金に他の差押禁止債権を超えた特別の地位を与える根拠は明らかではない。

また、本決定は、上記のとおり、持続化給付金が事業収入の減少を給付要件とすることを重視して、債務者の生活状況を考慮せず、差押取消しの結論を導いている。この点、民事執行法153条1項は、「債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮」して取消しの可否を判断すべきとしている。「その他の事情として」債務者の事業の状況を考慮することは否定されないが、民事執行法が差押取消しの理由として第一次的には個人である債務者の「生活の状況」を想定していることは、条文の文言から明らかである。本決定が、持続化給付金がコロナ禍という特殊環境下で事業継続のため給付されるものであることを重視して、債務者の生活の状況を一切考慮しないで差押命令の取消しを認めるのは、債権者の権利実現と債務者の最低生活の保障の調整を図ろうとする民事執行

8: 相澤真木ほか編『民事執行の実務(第4版)債権執行編(上)』228頁(金融財政事情研究会・2018年)。

9: 以上につき、剣持淳子ほか・前掲論文7頁参照。

10: 相澤真木ほか編・前掲書230頁。

法152条及び153条の趣旨との整合性に疑問が残る。

(3) 以上をまとめると、本決定は、預貯金債権の原資が持続化給付金である場合は、「他に事業継続を支える財産や手段があること等その取消しを不当とする特段の事情」がない限り当該預貯金債権に対する差押命令は取り消されるべきとしたが、債務者の生活の状況を考慮せずに差押えの取消しを認めることについては、理論的にも、条文との整合性の観点からも異論があり得る。預貯金債権の差押えにより債務者の生計維持に支障が出る場合に差押命令が取り消されることは問題ないが、債務者の生活に影響が認められない場合にも差押命令の取消しが認められるかは、今後の裁判例の動向を注視する必要がある。

6 本裁判例の意義

(1) 持続化給付金について

本決定は、持続化給付金がコロナ禍における支援金であることを重視して、①性質上の差押禁止債権であること、②これを原資とする預貯金に対する差押取消しは取消しを不当とする特段の事情のない限り認められることを示した点に、意義がある。

もっとも、前述のとおり、上記①②のいずれも法的観点からは疑問が残る。既に持続化給付金の申請期限は過ぎているが、持続化給付金を原資とする預貯金債権の差押えは引き

続き問題となり得るところであり、その場合本件が参考になる。

(2) 他の支援金について

コロナ禍に伴う支援金のうち、特別定額給付金のように、法律上差押禁止債権として定められているものの取扱いは明確である(すなわち、当該債権の差押えは禁止され、これを原資とする預貯金債権については、その差押え自体は認められるが、民事執行法153条により差押えが取り消される可能性がある。)。

これに対して、例えば、地方公共団体が営業時間短縮に協力した店舗に対して支給する協力金については、これを差押禁止債権とする法律上の規定は定められていない(前述のとおり、地方公共団体が事業継続支援及び家計支援の観点から支給する「新型コロナウイルス感染症対策地方特定給付金」を差押禁止債権とする法律案は、国会で審議中である。)。したがって、当該協力金及びこれを原資とする預貯金債権に対する差押えについては、本裁判例と同様の問題状況となり、差押えが認められるかどうか、どのような要件のもと差押命令の取消しが判断されるかは不安定な状況にある。

民事執行の側面でも、コロナ支援金としての制度趣旨を貫徹させようとする本決定の意図は理解できるところであるが、債権者及び債務者の予測可能性を確保するために早急な立法的解決が望まれる。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

—北米石油開発業界の動向(Chapter 11の近況)—

仁平 詩織

Shiori Nihei

PROFILEはこちら

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、あらゆる地域において、またあらゆる業界が経済的損失を被った1年であったが、とりわけ石油業界にとっては影響が大きかったといえる。米国の代表的な原油価格指標であるWTI(West Texas Intermediate)が、2020年4月20日に史上初のマイナス価格を付けたことは衝撃的な事象として未だ記憶に新しい。2018年から2019年の間は、WTIは50ドル～80ドル(1バレル当たり)を推移していたのであるから、このような事態になるとは誰も想像していなかったであろう。

そこで、今回は、石油を取り巻く環境が大きく変わったといえる2020年における北米¹石油業界のChapter 11の動向を調査することとした。石油業界は、川の流に例えられ、上流(探鉱・開発)、中流(輸送)、下流(加工・流通)と区分されることが多いが、今回は、その中でも原油価格や生産量の影響を直接的に受けることになる、原油の生産に関わる上流部門に着目する。

第1 石油業界の上流部門のプレーヤー

石油業界の上流部門の中には、大きく分けて2つの区分がある。1つが石油開発会社(oil patch)であり、もう1つが石油関連サービス(oil field service)である。石油開発会社は、石油生産に関する計画を立て(どこの井戸をどれくらい掘り、どれだけの石油を生産するか)、石油関連サービスを利用するなどして石油を生産する企業群である。石油メジャーと呼ばれる莫大な資金力を持つもの(上流～下流を一貫して掌握するケースが多い。国営の場合もある。)と、独立系と呼ばれ

る比較的小規模の企業群から成る。独立系には、シェールオイル・シェールガスの開発により急速に発展した企業が含まれる²。

石油関連サービスは、実際の石油生産を行う企業群である。これは、石油の探鉱・開発に必要なすべての産業を含み、石油の掘削を行うドリリングコントラクターをはじめとして、物理探鉱、パイプライン建設、コア分析、セメンチング等種々の作業を行う、石油開発会社に対するサービス会社としての役割をなす。

第2 石油開発会社の動向

米国のエネルギー情勢に詳しいとされるHaynes and Boones法律事務所によると(2020/12/31付けHaynes and Boone, LLP “Oil Patch Bankruptcy Monitor”)、2020年にChapter 11の申立てに至った北米石油開発会社の負債総額は531億ドルであり、2015年から2020年までの負債総額1750億ドルの約30%を占めるに至った。特に、負債総額50億ドルを超える倒産に至ったのが、Chesapeake、Ultra Petroleum及びUnit Corporationで、いずれも独立系に属するシェール開発企業であった。

2020年のChapter 11の申立て件数は46件(2017年24件、2018年28件、2019年42件)であった。2019年からすでにChapter 11の申立て件数が多かったことがわかるが、独立系のシェール開発企業は、新興で財務基盤が必ずしも強くなかったため、原油価格の上下動に対応しきれなかったものとみることができる(シェール革命が起こったとされる2008年頃と

1:2019年の世界の原油生産量に占める割合は、米国が1位である(15%)。2位がロシア(13%)、3位がサウジアラビア(12%)。

2:シェールオイル・シェールガスとは、通常の石油・天然ガスより深い地下(2000～4000メートル)の硬い頁岩(シェール)層から、水平掘削技術や水圧破砕技術を用いて生産される石油・天然ガスをいう。2000年代の原油価格高騰と技術革新により生産が可能となったもので、「シェール革命」との呼称のとおり、2008年以降、北米を中心に一気に広がった。その成長速度の速さからも推察されるとおり、その担い手は、借入れ依存度が高く財務体質が弱い企業が多い傾向にあった。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

比較すると、ここ数年の原油価格水準は約2分の1程度と低調

であったといえる。下記図1参照。)

(図1:2000年頃以降のWTI価格推移(月平均))



(TradingView社より引用)

石油関連サービスにも共通するが、地域別にみると、テキサス州でのChapter 11の申立てが負債総額ベースで50%を上回り、第1位であったことも特徴的である。

第3 石油関連サービスの動向

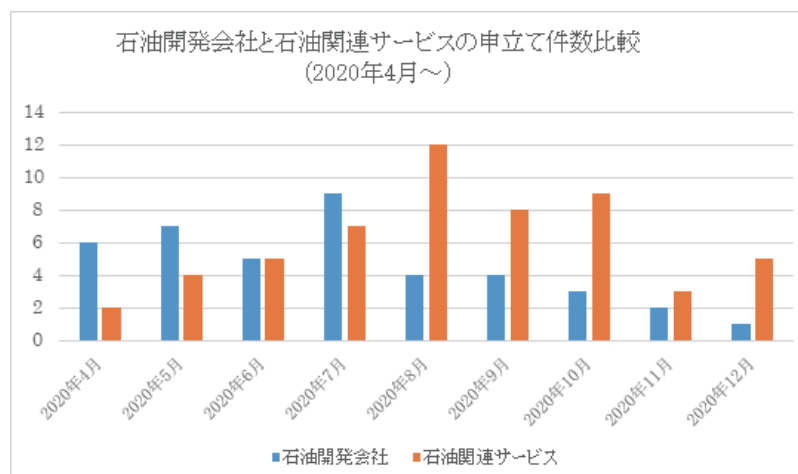
前出のHaynes and Boones法律事務所によると(2020/12/31付けHaynes and Boone, LLP “Oil field services Bankruptcy Monitor”)、2020年にChapter 11の申立てに至った北米石油関連サービス会社の負債総額は450億ドルで、この数字は、過去6年の中で一番高かった。また、2015年から2020年の負債総額は約1110億ドルで、そのうち

2020年の負債総額が40%を占めた。

2020年のChapter 11申立て件数は61件(2017年52件、2018年12件、2019年21件)であった。

トレンドとしては、2020年度第1四半期は石油開発会社の倒産が目立ったが、その後第2四半期以降は、石油関連サービスの倒産が相次いだ(下記図2参照。)。原油価格下落の影響をすぐに受けたのは石油開発会社であり、その中でも財務基盤の弱い独立系の企業群が最初に倒産することとなったが、その後、その下流も影響を受け、2020年7月～8月には倒産申立件数が逆転したとみられる。

(図2:北米における石油開発会社と石油関連サービスのChapter 11申立て件数比較)



また、石油関連サービスの倒産の中でも大型の倒産が目立つのはドリリングコントラクターのChapter 11の申立てであった（下記図3参照。）。

（図3:ドリリングコントラクターによるChapter 11申請）

	保全額(\$)	非保全額(\$)	負債総額(\$)	申立日
1. Diamond Offshore	444,617,552	11,376,967,130	11,821,584,682	2020/4/26
2. Noble Corporation	-	3,946,000,000	3,946,000,000	2020/7/31
3. Pacific Drilling	661,477,610	2,656,576,989	3,318,054,599	2020/10/30
4. Seadrill Partners	2,734,600,000	95,000,000	2,829,600,000	2020/12/1
5. Valaris	581,000,000	422,900,000	1,003,900,000	2020/8/19

Technavio(グローバル調査会社)によると、2019年におけるOffshore drilling companiesのランキングでは、Diamond Offshoreが9位(2017年売上約15億ドル)、Seadrillが7位、Noble Corporation(2017年売上約12億ドル)が8位であった。当該ランキングから、業界でも有力であった企業が、相次いでChapter 11を申し立てるに至ったことがわかる。ドリリングコントラクターは、大規模な掘削装置を抱えるいわゆる設備型

の産業構造をしており、急激な市況の変化に対応することが困難であったためと推測される。

第4 Chapter 11の状況

上記Chapter 11申請を行ったドリリングコントラクターのうち、再建計画について承認を得たNoble CorporationのChapter 11の状況について一例として紹介する。

2020年7月31日	Chapter 11 申請 当日に上位2債権者との間で restructuring support agreement を締結したことを発表 同協定は、全34億ドルのBond債務の株式化(DES)を主たる内容とする
2020年11月23日	再建計画案につき裁判所が承認命令(order approving)
2021年2月5日	再建計画承認 (概要) ①34億ドルのBond債務の株式化(DES) ②約2億ドルのsecond lien notesによる資金調達 ③6.75億ドルの回転信用ファシリティの設定 ④既存株式の全部償却 ⑤再上場を予定
2021年3月25日	Noble CorporationによるPacific Drillingの買収の発表(株式対価。再建計画外)

上記のNoble Corporationほか、Pacific Ocean及びValarisについても、DESを主たる内容とする再建計画が提出された。また、いずれの3社についても、Chapter 11申請と同日に、再

建の骨子に関し主たる債権者との合意を締結した旨を公表しており、いわゆるプレ・ネゴシエテッド型のChapter 11に属する。

3:Chapter 11手続申立前に、主要な債権者と再建計画についての事前交渉を行い、合意を得たうえで、Chapter 11の申立を行うことをいう。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 結び

新型コロナウイルスの感染拡大等の影響で、2020年に原油価格が大幅に下落したことを受け、石油業界が損失を被り、それにより変革を迫られたのは事実である。もともと、ドリリングコントラクターに関するChapter 11事例を検討すると、プレ・ネゴシエイテッド型のChapter 11手続が採用されており、またスポンサー型ではなくDESが活用されていることから、金融機関の見通しとしては、原油価格の下落は一時的なものであるとの前提に立ち、今後の事業収益によるアップサイドを取ることを目指していることが読み取れる。

石油業界の「運命」を握るともいえるWTIをみると、2021年は、1月から50ドル近辺で推移し、その後も漸次上昇のトレンドが続いている。米国エネルギー情報局(EIA)も2021年及び2022年WTI予測値をそれぞれ50ドル近辺と予測しており、これは2016-17年の水準感と同程度となっている。

「脱炭素化」など、石油に頼らないエネルギー政策が推進されている事情や、未だ収束の見えない新型コロナウイルスの影響等今後も石油業界には動きがあり得ると考えられるが、2020年の原油価格下落の影響については、限定的なものに留めることができたという見方もあるのではないかな。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】